

裁判関係書類の遺失事案の概要とその後の対応

1. 事案の概要

平成25年2月20日、厚生労働省食品安全部の職員が帰宅する途中、東京メトロ丸ノ内線内で、森永ひ素ミルク事件に関連する裁判の関係書類が入った紙袋を座席上の荷物置きに置き、下車する駅で確認したところ、紙袋がなくなっていることに気づきました。

- ・遺失発生日時、場所

平成25年2月20日午後11時頃、東京メトロ丸ノ内線内（東京駅～荻窪駅間）

- ・遺失物件

裁判関係資料を綴ったファイル2冊（訴状の写し、準備書面の写し、参考資料等）

訴状の写しには、原告関係者（3名）、国以外の被告関係者（10名）の氏名、住所等が記載されていました。また、参考資料には、昭和54年に森永ひ素ミルク飲用者証明書を交付された方（455名）のリストが含まれており、そこには当時の氏名及び居住市町村（町名や番地は含まれておりません）が記載されていました。

2. その後の対応

森永ひ素ミルク中毒事件の被害者等の方々に対しては、お詫びと問い合わせ先について厚生労働省ホームページに掲載するとともに、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会の機関誌にも同様に掲載していただきました。

あわせて、当該職員及びその上司に対して処分（文書による厳重注意等）を行いました。

今後、このようなことが再度発生しないよう、公共交通機関では裁判関係書類を常に携帯し、目の届かない場所に置かないなど改めて情報管理の徹底を図ってまいります。